

## 平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「外郭団体の財務事務の執行及び経営管理について」

監査の結果等（要約）	措置状況
<b>第2章 包括外部監査の結果及び意見</b>	
<b>Ⅱ 各外郭団体の監査の結果及び意見</b>	
<b>1. 社団法人岡山県総合協力事業団</b>	
<b>（1）指摘内容</b>	
<p><b>① 賞与支給</b> 6月と12月に賞与を支給しているが、発主主義会計に基づき、支給対象期間の期間帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	より適正な財務報告となるよう指摘を踏まえ引当金の計上方法を改善する。
<p><b>② 投資有価証券の計上区分</b> 固定資産に計上されていた公債、社債のうち70,592千円については、一年以内に償還日が到来することから、企業会計基準に従い流動資産に計上すべきである。</p>	1年以内に償還日が到来する投資有価証券については、流動資産に計上するよう改善している。
<b>（2）意見</b>	
<p><b>① 指定管理料に付随した修繕費</b> 指定管理に関する包括協定書において、指定管理料とは別に修繕費を支給する旨を定めている。これでは、指定管理料の効果は十分でない。今後、同法人に修繕にかかる費用負担を課して施設管理を行い、責任を持って指定管理者として事業運営に当たるように、指定管理者に関する協定自体を見直す必要がある。</p>	修繕費は、施設が年々老朽化する中で、指定管理料に修繕費を別途計上し、指定管理者が修繕費を捻出する必要がある。指定管理料に修繕費を別途計上し、指定管理者が修繕費を捻出する必要がある。指定管理料に修繕費を別途計上し、指定管理者が修繕費を捻出する必要がある。
<p><b>② 中長期経営計画の策定</b> 中長期経営計画は作成されているが、財務及びそれを補完する必要がある。今後、中長期経営計画を策定し、それを実行していく必要がある。</p>	同法人の事業計画は、中長期経営計画を策定し、それを実行していく必要がある。中長期経営計画を策定し、それを実行していく必要がある。
<p><b>③ 小口現金の管理</b> 小口現金のうち、平成24年3月度に448千円が計上されていた。しかし、平成23年度においては、7月15日から8月31日までであり、期末で閉館されており、プール釣銭として別</p>	必要のない釣銭については、適時に預金に振り替えるほか、他設での金融機関の手数料を削減するなどの改善を図っている。





る。しかしながら、この担当者以外に借地人として貸行の経過を踏まえて、今後の貸地状況も他業務を確保していただくことが望ましい。

また、担当者以外に業務を行える人材も確保している。

#### 4. 株式会社吉備高原都市サービス

##### (1) 指摘内容

① **テナントからの預り水道光熱費の処理**  
 テナントからの預り水道光熱費を売上計上している。しかし、当該水道光熱費はテナント負担分を同会社がまとめて支払っている。また、同様の同会社の販売費及び一般管理費にはテナント負担分の水道光熱費も含まれている。テナントからの預り水道光熱費については、預り金として処理すべきである。

平成24年度決算期よりテナントからの水道光熱費について、預り金処理を行うこととした。

② **貸倒引当金の計上**  
 同会社では、貸倒実績がないが法定繰入率で貸倒引当金が計上されている。貸倒実績に基づいて引当計上すべきである。

平成24年度決算から貸倒実績に基づき貸倒引当金を計上することとした。

③ **取締役会の開催**  
 取締役会は3箇月に1回以上開催される必要があるが、会社法で定められている取締役会の頻度及び回数を満たしていない。

法律に沿った開催となるよう開催回数を増やすこととした。

##### (2) 意見

① **さんさん広場の活性化の方策**  
 一般に広場は、周辺施設に集客力がある。また、利用料金を支払ってでも利用できる。周辺の施設が活用されることで、周辺の店舗の活性化が期待できる。さんさん広場の活性化には、周辺施設との連携を図ることが重要である。また、同会社は、平成25年度から5年間の指定管理を進め、広場の活用促進策を多く提案していく。また、指定管理の一つとして、この活用促進策を推進する。

商工会等関係機関と連携を図り、テナントのさらなる育成を図る。5年間利用実態を把握し、活用促進策を講ずる。また、平成25年度から5年間の指定管理期間中は、積極的にテナントの活性化を図る。また、指定管理期間中は、テナントの活性化を図る。また、指定管理期間中は、テナントの活性化を図る。

#### 5. 岡山空港ターミナル株式会社

##### (1) 指摘内容

<p>① <b>中長期経営計画の策定</b>          企業が責任ある事業運営を行う上で中長期単年度の経営計画の策定は、必須のものである。また、単年度の予算書は、この中長期の経営計画を達成させるための事業管理、予算管理構造が同社と一致していることが必要である。</p>	<p>平成25年度中に、今後5年間の中期経営計画を策定することとしている。</p>
<p>② <b>税効果会計</b>          税効果会計を適用していない。早急に税効果会計を適用する必要がある。</p>	<p>平成24年度決算から適用している。</p>
<p>③ <b>預金残高の妥当性の検証</b>          平成24年3月末時点における預金残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。このような差異が生じていること自体、残高証明書との突合を失念したものと考えられる問題である。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>④ <b>有価証券の時価評価の算定</b>          平成24年3月末時点における時価評価している投資有価証券残高の内、銀行から入手した残高証明書と不一致なものがあった。有価証券の時価の検証においても有価証券の保有先金融機関から入手した残高証明書との突合は、必須の作業でありその突合を失念したものと認めざるを得ない。</p>	<p>残高証明一覧表を作成し、2人以上で確認する。</p>
<p>⑤ <b>固定資産の除却漏れ</b>          固定資産台帳に計上されている固定資産に関して、実際の資産現物は無く除却漏れがみられた。除却漏れを防止するため固定資産の実査についてマニュアル等を作成し、それに従い実査を行っていく必要があるものとする。</p>	<p>固定資産管理マニュアルを作成し適切に実査を行うこととした。</p>
<p>⑥ <b>関連当事者取引に関する注記</b>          関連当事者との間に取引があり、それが重要な取引である場合には注記により開示する必要がある。日本政策投資銀行からの借入残高514,120千円については開示対象であったが注記されていない。今後は、開示対象となる取引について正確に把握し、十分に検討したい。</p>	<p>平成24年度決算から注記している。</p>
<p>6. 一般財団法人岡山県国際交流協会</p>	
<p>(1) 意見</p>	
<p>① <b>県による指定管理者制度の事例分析の必要性</b>          施設の利用率を向上させるには、指定管理者の創意工夫と構成員の意識改革による地道な努力、そしてそれを支える投資資金の裏付け、成果に対する誘因など経営の仕組み作りが重要である。同協会は、公益法人改革に関して収益事業である貸館業務が大半であることから公益法</p>	<p>協会としては、今後とも引き続き経営モデルの成功事例とされるよう創意工夫に取り組んでいく。指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や施設の効率的な運営を図るといった効果が</p>

<p>つ分ま配流と減額増え</p> <p>し非、分交の減益性</p> <p>行型を受金の際も料の収益</p> <p>移利を受金の際も料の収益</p> <p>に営を資やい料の収益</p> <p>人（置剰上て管の運行</p> <p>法人措余向れ定者析制運</p> <p>団法減た力ま指理分金度</p> <p>財た軽得魅生の管の料制</p> <p>一般のたのめ定会用、</p> <p>一、底人向協循のた指協利て、</p> <p>、徹法率同好減く定考</p> <p>けがて用、る削なし設追考</p> <p>受性し利くす出はとををと</p> <p>は利とのな下、歳で例因トキ</p> <p>定営）会と投。は、け事誘ッベ</p> <p>認非人協こに業、はだ功にりる</p> <p>のも法同業え。はだ功にりる</p> <p>人つ配たす事考。志のを加高</p>	<p>導た夫用の指なをがに</p> <p>のき工利性、向上も改訂</p> <p>へで、便利のいた、況行</p> <p>の創意、利のいた、況行</p> <p>施組の充、スしい準実直</p> <p>県、取、業者の備、識別の</p> <p>、から、事、業のサ一認、</p> <p>の、に、間、画、設、の、運、</p> <p>と、極、積、主、企、設、の、</p> <p>こ、積、果、自、主、様、度、</p> <p>る、て、あ、果、自、主、様、度、</p> <p>れ、い、で、結、延、ど、き、</p> <p>さ、つ、ろ、の、り、の、な、</p> <p>待、に、こ、こ、よ、間、上、ら、</p> <p>期、入、と、に、時、向、図、定、</p>
--	---

## 7. 公益財団法人岡山県環境保全事業団

### (1) 指摘内容

#### ① 貸倒引当金の計上

産業廃棄物回収金、引当千

の倒3の倒3

高貸3の倒3

残、8、8

金が8、8

掛、り、

売、り、

の、て、

等、し、債

金、生、

料、発、

分、が、

処、権、

理、債、

処、懸、

棄、回、

業、回、

士などの索引

護、の、

棄、る、

、え、指、

は、訴、ご、

て、に、

け、き、が、

向、続、

に、手、

収、法、

回、め、

の、し、

債、協、

と、取、

### (2) 意見

#### ① ゴルフ勘定の減損の検討

平成23年度、

成、ゴ、

平、額、

い、計、

の、勘、

未、及、

の、貸、

借、ゴ、

対、ゴ、

照、関、

表、連、

に、固、

計、定、

上、資、

さ、産、

れ、の、

て、合、

先契新とてえ

託借、要考

委、貸、

運、の、

場、等、

フ、地、

ル、土、

ゴ、の、

び、と、

及、団、

山、事、

岡、事、

と、約、

#### ② 随意契約

現在運に締り

管、年、

の、勘、

未、及、

の、貸、

借、ゴ、

対、ゴ、

照、関、

表、連、

に、固、

計、定、

上、資、

さ、産、

れ、の、

て、合、

に、込、

約、見、

契、入、

意、搬、

随、の、

の、度、

一、年、

タ、該、

セ、ン、

土、は、

残、提、

建、設、

当、量、

札の導入の可能性について検討すべきである。

の判別、異物の確認、搬入量の管理の  
理等)及び物件の確保が重要であり、  
住民の信頼も必要である。建設残土の  
相応の熟慮した管理運営にたいも  
センター一般競争入札によるき  
一え、随意契約を切替えた場  
合、生じる費用と落札率の下落に  
よる契約額削減の検討も一般競争  
の導入の可能性についても、一  
つ、らる「契約を切替えた場  
合、生じる費用と落札率の下落に  
よる契約額削減の検討も一般競争  
の導入の可能性についても、一

### 8. 公益財団法人岡山県郷土文化財団

#### (1) 指摘内容

##### ① 特別分配金の会計処理方法

保有する有価証券のうち投資信託3銘柄に  
ついて、平成20年度より平成23年度で  
額106万円の特別分配金を受け取り、  
るが受取利息とし、特別分配金に  
金は預貯金の利息と特別分配金に  
純資産から支払の性格を有す。当  
の払い戻し領受額を減額する必要  
配金額を減額する必要が

資産台帳において、当該特別分  
配金を減額処理することとした。

#### (2) 意見

##### ① 固定資産の現物管理

固定資産を調査する要領やマニュアルは特  
になく、調査した証跡等も特になかった。固  
定資産の実査についてマニュアル等を作成し  
それに従い実査を行っていく必要がある。

平成25年度当初に実査マニユ  
アルを策定し、各施設におい  
て次実査を行い、固定資産の  
把握に努めることとした。

##### ② アンケート調査方法の見直し

同財団は、犬養木堂記念館及び岡崎嘉平太  
記念館の指定管理者として、毎年アンケート  
調査を実施している。平成23年度における  
アンケート調査結果の回答数は248名、岡  
崎平太記念館でのアンケート結果は、岡崎  
数は51名である。この調査は、アンケート  
を答える方法で実施している。アンケート  
指定制者がアンケート調査を実施する  
利便性が高い。アンケート調査の結果は、  
より質的解析も各施設

アンケート調査の内容を充実させ、  
との協議し、アンケート調査の  
手渡しした。

年齢、住所、来館頻度、職員対応、施設管理、目めき満足の項目に利用者が、これら項目の調査可能なアンケートの工夫が望まれる。両施設におけるアンケート調査の方法及び内容を二、三を施設運営に反映できる体制を構築すべきであるものと考え。

**9. 財団法人岡山シンフォニーホール**

**(1) 意見**

**① 一般会計と特別会計の人員費の区分**

① 芸術鑑賞や音楽芸術振興のための公演時、会場営業やチケットの運管事務（岡山フィルハーモニーホール弦楽アンサンブル）の人員費に属するものは、①の特別会計に配属され、その業務に係る人員費は、②の事業に画別して執行される。この場合、①の管理時間にも関わらず、②の事業に画別して執行されるべきである。この場合、①の管理時間にも関わらず、②の事業に画別して執行されるべきである。

「公演時、会場営業やチケットの運管事務（岡山フィルハーモニーホール弦楽アンサンブル）の人員費に属するものは、①の特別会計に配属され、その業務に係る人員費は、②の事業に画別して執行される。この場合、①の管理時間にも関わらず、②の事業に画別して執行されるべきである。」

**② 施設の利用率の向上策**

シンフォニーホールの貸出予約は向こう1年3ヶ月前から受け付け、定番催事の開催は、前年12月頃までに決定する。このため、前年12月頃までに定番催事の開催が決定すれば、向こう1年3ヶ月前から受け付け、定番催事の開催は、前年12月頃までに決定する。このため、前年12月頃までに定番催事の開催が決定すれば、向こう1年3ヶ月前から受け付け、定番催事の開催は、前年12月頃までに決定する。

「シンフォニーホールの貸出予約は向こう1年3ヶ月前から受け付け、定番催事の開催は、前年12月頃までに決定する。このため、前年12月頃までに定番催事の開催が決定すれば、向こう1年3ヶ月前から受け付け、定番催事の開催は、前年12月頃までに決定する。」

**10. 公益財団法人岡山県体育協会**

**(1) 指摘内容**

**① 中長期経営計画の見直し**

同協会は平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、そのうち最初の5年を「GOAL」の1期計画として、その後の5年を「GOAL」の2期計画として計画している。この計画は、平成27年度の目標を設定し、その後の5年を「GOAL」の2期計画として計画している。

『公益財団法人岡山県体育協会』は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、そのうち最初の5年を「GOAL」の1期計画として、その後の5年を「GOAL」の2期計画として計画している。この計画は、平成27年度の目標を設定し、その後の5年を「GOAL」の2期計画として計画している。





<p>なく、実査した証跡等が残され、なっ た。管の理客の観性を持たせ、残る観点を固し、 資産の調査に実査を行っていき、必要がある。</p>	<p>照合に、ついで、は、経、理、規、程、に、定、め、て いたが、実あし。備品は、台帳で、の、等、品、ラ、ベ 確認した。備品は、台帳で、の、等、品、ラ、ベ</p>
---	---

**1 1 . 財団法人児島湖流域水質保全基金**

**( 1 ) 指摘内容**

<p><b>① 理事会の開催時期</b> 同法人の寄附行為に、よる、と、 事業年度の開始と、予算の、 事業年度の開始と、予算の、</p>	<p>平成25年度、寄附行為に、基、づ、き、平、成、 25年度、寄附行為に、基、づ、き、平、成、 25年度、寄附行為に、基、づ、き、平、成、</p>
--	--

<p><b>② 監事の選任</b> 同法人の監事は、設、立、以、来、吉、備、中、央、町、長、 と、児、島、湖、の、土、地、改、良、区、理、の、職、を、 担、当、す、る、に、関、し、て、</p>	<p>平成25年11月、 監事2名、 を、選、任、す、る、に、 関、し、て、</p>
--	--

<p><b>③ 補助金</b> 財団法人岡山市公園協会の、 活動に、 関、し、て、</p>	<p>平成25年度、 補助金、 を、 付、与、す、る、に、 関、し、て、</p>
---	--

<p><b>④ 通帳・印鑑の管理</b> 同法人の通帳及び銀行印、 の、 管、理、に、 関、し、て、</p>	<p>平成25年度、 通帳、 の、 管、理、に、 関、し、て、</p>
--	---

**( 2 ) 意見**

<p><b>① 同法人職員に就任している県職員の執務管理</b>  同法人の職員は、「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条第3号の規定により、無報酬であることと並に、同法人の職員は、同法人の職員に専念して業務に従事している。職務専念義務免除の申請を行う際には、従事時間予が把握・報告され、実績時間の報告を希望する。</p>	今後基金業務に従事した時間について、総務事務システムの職務専念義務免除(団体従事)の実績報告欄に入力することとする。
---	--

**12. 財団法人岡山県福祉事業団**

**(1) 指摘内容**

<p><b>① 賞与支給</b>  賞与について6月と12月に支給しており、会計上は現金主義で計上している。発生主義会計に基づき、支給対象期間により帰属の状況に応じて引当計上が必要である。</p>	平成24年度決算から、発生主義会計に基づく引当計上を行うこととした。
--	------------------------------------

<p><b>② 退職給付引当金</b>  退職給付引当金のうち、給食事業にかかる職員に対する部分について9.6百万円の引当不足が生じていた。今後十分に注意される。</p>	平成24年度決算から、不足が生じないように適正に引当計上を行っている。
---	-------------------------------------

<p><b>③ 修繕積立預金の計上</b>  平成23年度において、特定資産として修繕積立預金が20百万円計上されているが、その算出根拠は個別具体的な修繕内容の金額については計画されていない。見積りするための根拠資料を十分に整備すべきである。</p>	平成24年度決算から法人運営引当預金として計上しているが、その引当預金の目的の一つに修繕も含められているため、早期に修繕計画の策定に努めてまいりたい。
---	---

<p><b>④ 中長期経営計画の財務数値化</b>  行動計画はあるが、それを財務数値に置き換えた中長期経営計画が作成されていない。事業と事業団の事業運営とキャッシュ・フローの損益の状況及びキャッシュ・フローの不明瞭な状況であった。中長期的な視野に立った福祉事業のあり方を取り入れた経営計画を構築する必要がある。今後の財務数値化は、行動計画を策定し、その進捗を定期的に把握・報告する必要がある。</p>	中期経営計画の策定以降、廃止した事業や新規開始した事業の計画と実績との乖離が大きい。中期経営計画の策定は、必要と認められる場合は、財務数値に置き換えた中期経営計画を策定し、行動計画としてまいりたい。
---	---

**(2) 意見**

<p><b>① 岡山県総合福祉会館の耐震診断</b>  福祉会館は、昭和51年に建設されたが、外壁等を補修しながら存立している。現在の建築基準法上の耐震性が確保されている。</p>	県などの所有者と十分に協議しながら、耐震診断について検討してまいりたい。
--	--------------------------------------

ているか確認するたために、県などの所有者で協議の上、早急に耐震診断を実施する必要があるものと考えらる。

**② 大規模修繕計画**

大規模修繕の工事内容についてリストアップされたい。実施時期等について優先順位をつけて金額を把握する必要がある。

大規模修繕については、財源の確保が重要である。大規模修繕計画の策定に際しては、計画的な予算配分を確保し、修繕の進捗状況を定期的に把握する必要がある。

**③ 福社会館に入居している団体との負担関係**

福社会館に入居している団体には、同法人は公益事業を営むため、入居料は無償とする。また、修繕費等は、各団体が負担する。貸付契約上、その負担関係は特約書に明記されている。

消耗品等や小修繕については、入居者との負担を明確化する必要がある。また、修繕費の負担についても、事前に協議しておく必要がある。

**④ 債権区分及び債権管理**

滞留債権が発生した場合の債権区分の基準は、滞りなく回収できることとする。また、債権の発生原因を調査し、発生防止策を講ずる必要がある。

早期に債権区分の基準とその区分の整備を図りたい。

**⑤ 貸付事業**

貸付事業について、平成21年度から新設に値する物件の貸付件数は、前年度より減少している。また、貸付利率は、低利で貸付している。貸付の回収率も良好である。

岡山県福社会館は、新規貸付の割合が24.1%に達している。また、貸付利率は、低利で貸付している。貸付の回収率も良好である。

**⑥ 事業団としての事業のあり方**

同法人は、福社会館の運営を主たる事業として行っている。また、福社会館の発展のために、様々な事業を展開している。事業のあり方については、関係機関との連携を図りたい。

今後、県民のニーズに応じた事業を展開していきたい。また、福社会館の発展のために、様々な事業を展開していきたい。

**⑦ 助成事業**  
 同法人が行った助成事業の状況について、審査等の結果を踏まえて、今後の助成事業のあり方について検討を行う。また、審査等の結果を踏まえて、今後の助成事業のあり方について、関係機関等と連携を図り、推進を図る。また、審査等の結果を踏まえて、今後の助成事業のあり方について、関係機関等と連携を図り、推進を図る。

**⑧ 施設貸与事業（会議室等）**  
 同法人が所有する施設を、関係機関等に貸与している。貸与の状況については、関係機関等と連携を図り、推進を図る。また、貸与の状況について、関係機関等と連携を図り、推進を図る。また、貸与の状況について、関係機関等と連携を図り、推進を図る。

**⑨ 財産の運用規程の策定**  
 同法人の財産の運用について、安全資産により運用する方針であり、定期預金及び国債による運用を主として行っている。また、資産の運用リスクについては、ルール化がされている。リスク管理とガバナンスの観点から運用規程を策定する必要があるものとする。

**13. 財団法人岡山県健康づくり財団**

**(1) 指摘内容**

**① 図書管理**  
 同財団の図書については、管理し、整理し、保存している。また、図書の管理については、関係機関等と連携を図り、推進を図る。また、図書の管理については、関係機関等と連携を図り、推進を図る。また、図書の管理については、関係機関等と連携を図り、推進を図る。

い、よ、は、に、て、一、か、こ、知、た、衣、し、  
 行、な、は、に、あ、つ、の、の、を、を、  
 を、と、つ、ま、に、は、の、を、  
 理、の、入、踏、予、定、に、の、の、  
 帳、提、の、購、も、る、案、内、の、  
 台、報、の、書、追、進、の、運、動、  
 に、情、の、一、を、促、在、の、外、  
 際、の、参、照、を、新、用、者、  
 の、な、い、二、書、を、現、在、  
 卸、有、め、し、者、新、用、者、  
 棚、有、め、し、者、新、用、者、  
 で、よ、う、新、用、者、新、用、者、  
 利、用、者、新、用、者、新、用、者、

書、た、つ、タ、ツ、と、書、加、線、い、や  
 図、つ、タ、ツ、と、書、加、線、い、や  
 た、誤、よ、ス、タ、ツ、と、書、加、線、い、や  
 な、民、に、や、と、的、的、の、者、ら、わ  
 古、く、も、あ、る。師、の、期、新、用、者、  
 中、え、恐、れ、で、は、入、し、る。じ、  
 する、か、る、べ、き、で、は、購、入、に、  
 歩、は、な、る、設、け、の、購、入、に、  
 進、と、を、設、け、の、購、入、に、  
 が、こ、こ、を、設、け、の、購、入、に、  
 学、こ、こ、を、設、け、の、購、入、に、  
 医、お、お、の、希、望、を、あ、る。書、お、  
 々、と、の、状、況、を、あ、る。書、お、  
 日、を、の、状、況、を、あ、る。書、お、  
 ら、を、の、状、況、を、あ、る。書、お、

② スポーツ医学部門の受診者数

同、財、団、で、は、特、殊、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 び、運、動、負、荷、を、試、験、を、受、け、る。器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 有、効、に、利、用、し、た。機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 こ、の、よ、う、な、機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 分、に、認、知、さ、れ、た。機、器、を、用、い、て、筋、力、測、定、及、  
 広、報、活、動、の、一、層、の、努、力、が、求、め、ら、れ、る。

の、ど、の、部、門、に、対、し、て、は、  
 R、の、部、門、に、対、し、て、は、  
 P、の、部、門、に、対、し、て、は、  
 等、な、部、門、に、対、し、て、は、  
 等、な、部、門、に、対、し、て、は、  
 学、校、送、り、の、機、器、を、用、い、て、  
 等、な、部、門、に、対、し、て、は、  
 高、等、の、機、器、を、用、い、て、  
 の、D、M、の、機、器、を、用、い、て、  
 内、部、の、機、器、を、用、い、て、  
 市、内、の、機、器、を、用、い、て、  
 山、の、機、器、を、用、い、て、  
 岡、の、機、器、を、用、い、て、

③ 委託費

建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、委、託、に、つ、い、て、委、託、費、が、裁、決、と、  
 継、続、的、に、時、々、的、に、見、積、り、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 が、し、の、有、利、な、判、断、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、

簡、便、な、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、  
 の、契、約、を、行、う。建、物、的、に、維、持、管、理、業、務、

(2) 意見

① 食鳥検査事業の補助金

食、鳥、検、査、事、業、の、補、助、金、は、食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 ト、負、担、を、減、ら、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 1、少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 少、額、を、補、助、す。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、

1、円、の、算、入、を、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 業、予、算、に、基、き、て、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 法、律、に、基、き、て、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 い、れ、ば、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 遣、り、を、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 査、羽、数、が、多、少、減、少、し、た、場、合、に、  
 (例、え、ば、年、間、8、0、0、万、羽、に、減、少、し、  
 り、る、施、設、が、年、間、5、0、0、万、羽、に、減、少、し、  
 0、万、円、を、減、少、す、必、要、と、  
 査、せ、る。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 業、予、算、に、基、き、て、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 法、律、に、基、き、て、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 い、れ、ば、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 遣、り、を、行、う。食、肉、業、者、の、コ、ス、を、減、  
 査、羽、数、が、多、少、減、少、し、た、場、合、に、  
 (例、え、ば、年、間、8、0、0、万、羽、に、減、少、し、  
 り、る、施、設、が、年、間、5、0、0、万、羽、に、減、少、し、  
 0、万、円、を、減、少、す、必、要、と、



14. 公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センター

(1) 指摘内容

① 専務理事に対する報酬

常勤役員である専務理事に対して扶養手当、調整手当、時間外手当が支給されている。  
 公益認定を受けるときに常勤理事が必要とするの観点から、経営指導員を専務理事に選任した場合は、法人の役員でも専務理事に時間外手当を支給するの不適切であると言わざるを得ない。自主財源を確保するための方策等の上、専務理事に対する報酬のあり方を改善すべきである。

今後、経営指導員の使用人兼務役員としてのあり方、専務理事の必要性及び人選の仕方並びに報酬のあり方について検討してまいりたい。

② 規程の改定

職員給与規程によると、扶養手当は扶養親族のある職員に対して月額13,500円を支給するところとされているが、監査対象期間における実際支給額は月額13,000円であり、規程と実態とが乖離している。  
 今後は規程改定の要否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

職員給与規程を一部改正し、13,000円とした。  
 今後も規程の適否を定期的に見直し、適時に改定することが必要である。

(2) 意見

① 試験研修センター業務協力事業特別会計の事業費

試験研修センター業務協力事業特別会計の消耗品費の中に山陽新聞の購読代36千円が含まれている。購読代を特別会計で処理している理由は、山陽新聞を購読することによる当該事業にかかる情報収集を実施しているためとこのことである。しかし山陽新聞は一般紙であり、山陽新聞を購読することが必ずしも管理業務に係る情報収集と直結するものではない。山陽新聞の購読代に関しては一、二の特別会計で処理すべきであつたと考へる。

当該事業については、平成23年度で終了しているが、ご指摘のとおり山陽新聞の購読代は平成24年度からは一般会計で処理している。

② 経営特別相談員にかかる謝金の支払基準

同法人は経営特別相談員に対して、取扱い1件当たり1,000円の謝金を支払う。1件当たりの謝金額は、全国生活衛生指導センターが作成している「特別相談員研修会経費の単価表」における受講者、センター職員の旅費1,000円/人（一律支給の場合）を参考に決定しているとのことである。しかしながら、謝金額決定に関する基準は作成されていない。忝意性が介入することのないよう謝金額決定に対する考え方や1人当たりの上限額等について基準を設ける必要があるものと考えられる。

生活衛生営業経営特別相談員への旅費の支払いに関する内規を定め、平成25年4月1日から、この内規に基づき旅費を支払うこととしている。

③ 賛助会費の徴収

生活衛生営業事業者で構成される13の組

会費の徴収については、納付期





てをき性台理。遅紛覽可凶てえ施  
れ失で能書管るし、  
がで聞うてけ考実  
却とにあべつとを  
返こ由にすを能卸  
、う自難を号可棚  
行をらは凶に実書  
を促が又は書も凶書  
管理な失で凶卸は  
管はし紛団、棚度す  
帳てかが財りら1底  
台いし書同おかに徹  
はつ。凶。てと年を  
てにるらしいしこも  
いのかいな入ると管  
つもで況め記いくの  
にる防るは帳し少凶

④ 水道光熱費等

同財団は、岡山県動物愛護センタータシ内一の数  
か所山の県設設、動物愛護の施設はが保有し。し  
が全額を負担し、費用は共同で、認  
正すべき損益を管理する。

料用セシ質、使用の愛い確の  
等物つか理の  
費動にん管  
熱、分益  
光、て損  
道の、つな  
水のいしな  
はな協議に  
でら協度も  
団かとのし  
財一の後識

⑤ 事業報告書の報告事項

公益事業の動物愛護推進事業とし同財団  
が取組んでくる記事、犬のなか者譲渡に  
会順た。誤りの原因は、動物愛護セタ一施内  
あのボラの誤。多様な経路にり動物の命が救われこの  
は動物愛護のため財団の好ましかか、る財団の

財団事業に係る分だけを計上す  
ることとした。

⑥ 譲渡犬・ねこの追跡調査

譲渡の前提とする犬・ねこの譲渡も義務を  
前提と防し。その実施は、23年度の動物愛護  
人か平成23年度を管理し引き  
ての管成23年度を管理し引き  
先財24年度にないこの対応は、  
同財24年度にないこの対応は、  
た。平成23年度の実績も引継ぎ  
成24年度にないこの対応は、  
告が来、急長場成

長期にわたる未報告者について  
は、個別ケースを報告することを  
し、記録した。

(2) 意見

<p>① <b>ドッグラン施設の運営</b> 動物愛護センターでは、内無利、のしかが、も、と、 動いて、利用外か所と、県を利についで、 にけるがは、て金施設料を金で、 てあ設持は所有利に、同 あけるは所有利に、同 あけるは所有利に、同</p>	<p>判の断の策につ は、の利な、を の、外、は、 の、外、は、 の、外、は、 の、外、は、</p>
<p>② <b>財団の自主財源確保</b> 現状では、同財団は、 ら主の委託は、 が運も、 維の種現財源 が、同財団は、 が、同財団は、</p>	<p>友の会、会、員、 の、の、の、 の、の、の、 の、の、の、 の、の、の、</p>
<p>③ <b>動物ふれあい活動</b> 津山市内の動物病、 物ふれあ、活、 る。動、物、 寄津、山、 動の、 の、 の、 の、</p>	<p>平成24年度、新 一ルや、 特養老ホ、 施し、 今、 の、 の、 の、</p>
<p>④ <b>事業活動別管理</b> 財団が、 お面、 に、 の、 の、 の、</p>	<p>平成24年度予算 から、 の、 の、 の、 の、</p>
<p>⑤ <b>同財団の啓蒙事業</b> 同財団の設、 す、 の、 の、 の、</p>	<p>し、 の、 の、 の、 の、</p>



<p>ためには、上記タイムカードの入退時間並びに利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一致を当然確認すべきであるが、これらの記録の確認がされていない。</p> <p>(iii) 施設利用の当日連絡によるキャンセルの場合、利用者本人や家族等への連絡調整その他の相談援助と記録が請求要件とされている。しかしながら、帳簿（ケース記録票）上欠席事由は記載されているが、いつ欠席連絡が来たのかの記録が十分ではなく、欠席時対応の判断の根拠となる記録として不備である。記録の徹底が望まれる。</p>	<p>録と利用者名簿（サービス提供記録表）並びに市町村へのデータ送信結果の一覧表を作成して管理者が確認することとした。</p> <p>(iii) 欠席時対応加算の根拠資料となるように、連絡を受けた日時・内容をケース記録に明記することとした。</p>
<p><b>② 退職金規程の改定</b></p> <p>同法人は、職員の退職金制度として独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済及び社会福祉法人岡山県社会福祉協議会の岡山県民間社会福祉事業者共済の二つの共済に加入している。</p> <p>各共済における規約の改定があるものの、同法人の退職金規程の改定はなされないままとなっており、共済規約との不整合がみられた。規程の改定を適時に行うべきである。</p>	<p>退職金規程の改定を平成25年12月の理事・評議員会で行った。今後も適時行っていく。</p>
<p><b>(2) 意見</b></p>	
<p><b>① 就労継続支援事業における生産物の個数管理の必要性</b></p> <p>就労継続支援事業の一環として、知的障害者の方々は、物品の生産活動に従事している。これらの生産物は、地元の農協、施設へ来園者や職員、施設内イベントにおいて販売され、障害者自立支援法等に基づき、販売収益は必要経費を控除した上で従事者に工賃や賞与のかたちで全て配分される。</p> <p>しかしながら、年間販売収益は千数百万円にのぼる一方で、生産分の個数管理は行われていない。</p> <p>まず、農協等への販売委託の際、生産物をいくつ引渡したのか払出個数が記録されていない。このため委託販売先からの入金額や販売実績報告数との差数は在庫として残っているのか、廃棄されたか顛末が検証されていない。このため仮に販売数の過少申告や代金の横領が発生しても発見できないのが現状である。</p> <p>また、日々の生産数も把握されていない。園内販売において代金收受した職員は収益計上伺いを作成し、現金と併せ事務局に自己申告しているのみである。生産物や販売代金の横領のリスクを防止する内部統制としては十分ではない。特に金額的に重要な生産物については数量管理を行うべきである。</p>	<p>生産物販売記録簿を作成して記録することとした。</p>
<p><b>17. 水島港国際物流センター株式会社</b></p>	
<p><b>(1) 指摘内容</b></p>	





<p>同財団の資産のうち150,000千円が、流動性の高い仕組債取得し、運用され、時価情報に基づき、毎決算期に算入されている。平成24年3月末における参考時価情報によれば、150,000千円の含み損が生じており、この金額だけ資産が逸失している。金利変動リスク等が高い資産に、時価情報入手を適時実施し、損益の発生を正確に把握する。また、時価情報入手し、リスク管理を十分行うこととした。</p>	<p>取得しないこととしている。「資産運用に関する規程」また、時価情報を適宜入手し、リスク管理を十分行うこととした。</p>
---	--

<p><b>② 県有資産の管理</b> 岡山セラミックセンターの施設内にある測定装置等精密機器は、その試験に用いられる。定期点検を実施し、現物の実態を把握する。同財団においては、早急に定期的な現物実査のルール及び実施マニュアル等を策定し、県所管部局との協力の程度等把握に努める必要が</p>	<p>県有資産の管理については、台帳と現物を確認済みである。今後、年1回実施する。</p>
---	---

<p><b>③ 長期修繕計画の策定</b> 同財団において、建物等の長期修繕計画が策定されていなかった。岡山セラミックセンターは県有資産であるが、開所時期から20年以上も経過しており、近いうちに大規模修繕が行われることと見込まれる。これに対して、同財団は大規模修繕の程度、実施時期及び金額等を見積もっておらず、県所管部局に対して報告していない。修繕の必要性に基づいた年次計画を提示報告する必要があるものとする。</p>	<p>建物の大規模修繕計画の策定については、役割分担を含め財団と県担当課で引き続き協議を行う。</p>
---	---

**19. 倉敷ファッションセンター株式会社**

**(1) 指摘内容**

<p><b>① 現金管理</b> 同会社では、経理記帳担当が、現金実査も行って、記帳と資金管理担当は内部牽制の観点から別の担当者とするべきである。また、実査結果が鉛筆で記入されており、後から書きかえることが可能な状態である。不正防止の観点からボールペン等で記入することを望まれる。さらに、実査結果について</p>	<p>実査の方法を見直し、鉛筆での記載を不可とし、また、上席者の確認を行うこととした。</p>
--	---



者の確認もなされていない。今後は、これらの内部牽制手続を構築すべきである。

## (2) 意見

### ① 施設の稼働率

同会社における賃貸施設の稼働率は高いとは言いが、累積損失を抱えており、少しでも収益を上げるように努力すべきである。賃貸施設を稼働率を上げるべく、さらなる広報活動を実施すべきである。

引き続きギャラリー等の稼働率向上に向けて広報活動を行っていく。

## 20. 株式会社オービス

### (1) 指摘内容

#### ① 取締役報酬の決定

取締役報酬は、株主総会決議による限度額内での支給されているが、個々の取締役の報酬額は株主総会でも、取締役会でも決議されていない。個々の取締役の報酬については、株主総会で決議するか、あるいは、取締役会で決議する必要がある。

役員報酬総額の上限額が株主総会個別で、おおよそ類似役員報酬額に比べて高くなる傾向がある。取締役報酬は、取締役会決議によるべきである。取締役報酬の決定は、取締役会決議によるべきである。取締役報酬の決定は、取締役会決議によるべきである。取締役報酬の決定は、取締役会決議によるべきである。

#### ② 譲渡性預金の表示方法

平成24年3月末時点で譲渡性預金を362,580千円保有しており、計上書類上、「譲渡性預金」勘定で表示されている。商品に関する会計基準に従い、「有価証券」勘定に含めるべきである。

今後は公認会計士と相談の上、その表記について検討する。

#### ③ 職務分掌規程の更新

職務分掌規程と実際の組織体制に乖離が生じている。職務分掌規程は組織体制の基礎となるものであるため、組織体制の見直しが行われた都度、職務分掌規程の見直しも随時行うべきである。

見直し済みである。今後も体制見直しの都度、職務分掌規程も見直す予定である。

#### ④ 引当金計上

平成23年度末時点において、システム保証引当金73,054千円、貸倒引当金1,779千円計上されている。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、計上には過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。過去の保証実績に基づいて計上するとはできない。同会社の会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法上の法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づいて計上方法になっていた。

システム保証引当金については、情報のためには計上しない。システム保証引当金は、過去の保証実績に基づいて計上する必要がある。過去の保証実績に基づいて計上するとはできない。同会社の会計方針に従うと、システム保証引当金を計上することはできない。また、貸倒引当金は、貸倒実績に基づいて計上する会計方針が採用されているが、実際には法人税法上の法定繰入率に基づいて計上されており、過去の貸倒実績等に基づいて計上方法になっていた。

今後については、引当金の要件に当てはめて、計上の要否及び計上金額の妥当性について検討する必要がある。

### ⑤ 県の委託事業

県からの委託業務の一つである。テレポ一トの委託業務は、契約時間3社時、岡山県の職員が平日の午前8時から午後5時までの間、業務を遂行している。業務の支障が生じないよう、出勤状況の定期的な確認を行い、業務の進捗を把握し、必要に応じて業務の調整を行う。また、業務の効率化を図るため、業務の標準化を進め、業務の透明性を高めることとする。

平成25年度の委託業務の時間を見直し、業務の効率化を図るため、業務の標準化を進め、業務の透明性を高めることとする。

## (2) 意見

### ① 固定資産管理規程の策定

平成24年3月31日現在、同会社は54,941千円の固定資産を有しているが、これに対する現物実査の頻度・方法等を定め、管理方針を明確化し、業務上の慣行として引き継がれている。固定資産に係る経理処理方法を明確化するため、固定資産管理規程の策定を検討する。

規程の策定を検討する。

### ② 取締役報酬規程の策定

取締役報酬規程が作成されていない。個々の取締役に対する報酬を、取締役会での決議によることとし、取締役相互間の差を抑制し、取締役の職務に支障を及ぼさないよう、取締役報酬の標準的な報酬や、取締役賞与を支給する際の基準等を明確化しておくのが望ましい。

取締役報酬は、これまでも株主総会決議による限度額の範囲内で支給し、取締役の職務に支障を及ぼさないよう、取締役報酬の標準的な報酬や、取締役賞与を支給する際の基準等を明確化しておくのが望ましい。

### ③ 事業計画及び中長期経営計画の策定

現在、3月に開催される取締役会で翌期の事業計画が報告されているが、数値目標とし、売上目標が掲げられていない。費用を管理する観点から、少なくとも翌年度の利益目標を設定することが望ましい。また、中期的な経営ビジョンについては、検討しているものの、計画書として策定することが望ましい。

経常利益について、目標の策定を検討する。計画書の策定労力と効果を比較すれば、現在のところ必要性を認めない。

### ④ 県の関与の必要性

民エ)インをる県の第べ 就る評の し述る報資い  
 らウンてイ術すいそ、む であ合社 と前あ情出  
 なハラ行フの用がてかり いて約や、な資は性地め行  
 み報フをイ応運性いと取 につ制札りは出て異のたを  
 の情イ援ラ相理算おこに につ制札りは出て異のたを  
 体山ラ支、つ管採にる 長業争での続つな山あ関  
 治岡の務がかるた化あ体 社営競態もきにう岡でき  
 自し化業る立よま度で主る。の般形引とよは欠続  
 、対報のあ中に。高欠がいあ間一注すがこの一可き  
 はに情等でで体るT可一てで年、発約県るこタ不引  
 社者域続ろ平団あC不タえB2はる制、すりクにて  
 会業地接こ公るがIはク考O、県よをたとおせ進し  
 同事(のと、す要の素セと県後、に動ま関と三推と  
 間イへるは有必北要3き 任が価行 ての第化者く。  
 を情中る受た亘基達 とついいけてが行 る県があ  
 化る「す」しにイ度 体なてつ向し県の あととで  
 報たの成る渡般エ程 業としに県出、て はるこ要  
 情わ段達あ譲全ウる 事調立長は提はし 緯える必  
 のに前をでへ活イあ 間基自社間を況と 経考けが  
 業般、と業社生ハ、 民字てる年書状体た。続けが  
 企全がこ事他民報り の黒しあ2約の団られたら続  
 小活る」なは県情よ 他しとで後誓こ利け立況与検  
 中生ある的「山に は得団体B任の、営け立況与検  
 、民です接築、岡と で獲団O就旨がて受設状関て  
 は県と援直構方、こる。件を利県長いたつと社社し  
 的、こ支たの一はたえ案約営。社なけえると社社し  
 目にるをれム。」れ考札契、るてわ受かいて同同者か  
 立も凶化らテる進さと入、らきし行をてての資否か  
 設とを報けスあ推備ののもかで対を明とれし出か  
 のと進情掛シでの整も県つと価に動説こき導現き  
 社る推の手整と化がた、つこ評県活のる約主、続あ  
 会すの業に調こ報線きたしるも、業とす制がのきで  
 同援化企め注の情回でま合いとを営る与を県の引当  
 支報小た発とる幹成 競てるてのい関動 もが妥る。

**2 1. 岡山県信用保証協会**

**(1) 指摘内容**

① **現金回収時に発行する領収証の管理**  
 求償の権利を、確簿に記し、回収した日か、の管理  
 に出収証が管理され、領収証の領収し、領収証の  
 領収証の領収し、領収証の領収し、領収証の領収し、

簿、切上証査な  
 理し、適る収検正  
 管加のす領と厳  
 証追証印の事ど  
 収を収検々監な  
 領欄領に個勤う  
 ら日が後、常行  
 かり者た、を  
 度帰当しまは査  
 年持担認。て監  
 5の理確したい  
 2証管をしつ逐  
 成収証用更にが  
 平領収使変更長  
 に領なう管室管

② **固定資産の会計計上時期**  
 固定資産の取得に際し、会計システムや固定  
 定資産として、固定資産の取得に際し、会計システムや固定  
 定資産として、固定資産の取得に際し、会計システムや固定

信用保証協会の規則に  
 保お定用産る。  
 信証り科保の  
 保会勘が協得  
 証法定な会を  
 協施行目こ対上  
 の規にと価す  
 経則未か支る  
 理に払ら払こ  
 処定金、時と  
 はら全に  
 信れうの定て  
 用て勘信資い

**(2) 意見**

① **条件緩和保証債務残高のリスク管理の徹底**  
 平成21年12月に時限立法で成立した中  
 小企業金融円滑化法(以下、「円滑化法」と

信用保証協会の規則に  
 保証協会法施行規  
 信証協会法施行規  
 保証協会法施行規

<p>期終で、緩、にと、準引そ勘たき、に、い、程、債、お、て、分、定、延、定、行、的、も、          長限が、件は幅況、基失、金じで、債、に、ク、保、会、を、の、期、握、定、あ、          延期響、の割合近い、計損は備乗握、債、に、ク、保、会、を、の、期、握、定、あ、          終の影、前のし近、会証目準を把握、た、後、リ、リ、同、理、管、保、は、の、期、1、必、          最法な、行め較%、す、務、定、償、定、切、を、受、了、す、対、管、ク、保、は、の、期、1、必、          に化大、施占比0、用、債、勘、権、一、適、を、終、了、す、に、が、分、ス、る、担、い、る、定、に、が、          末滑大、の、に、と、2、適、る、る、償、に、が、和、法、現、権、を、区、り、考、え、の、い、る、年、と、          月円て、の、に、と、2、適、る、る、償、に、が、和、法、現、権、を、区、り、考、え、の、い、る、年、と、          3、つ、の、に、と、2、適、る、る、償、に、が、和、法、現、権、を、区、り、考、え、の、い、る、年、と、          年がと、化、全、月、で、会、お、け、す、求、高、態、件、滑、化、和、で、務、債、と、い、時、し、時、と、          5、る、に、滑、高、3、度、協、に、相、定、も、の、条、円、失、緩、ず、債、の、つ、承、諾、を、る、く、行、          2、な、会、る、円、残、年、年、証、計、に、勘、れ、況、て、損、件、は、証、し、も、に、承、諾、を、る、く、行、          成、に、協、れ、の、務、1、4、保、会、金、金、ず、状、つ、は、る、条、な、保、握、る、務、証、把、に、少、価、          平、と、証、さ、会、債、2、2、用、業、当、備、い、政、い、よ、務、上、般、な、把、握、る、務、証、把、に、少、価、          は、る、用、懸、同、保、平、平、い、信、企、引、準、が、ず、は、法、証、濟、の、然、よ、分、き、保、は、に、価、な、値、          )、え、信、が、に、の、の、で、貸、責、る、ぎ、で、化、保、弁、他、当、の、ベ、保、て、時、評、い、価、考、          。迎、と、際、務、前、し、っ、方、れ、れ、あ、ず、の、滑、る、位、は、こ、い、う、担、い、請、税、で、保、考、          う、を、は、こ、実、債、行、昇、な、一、よ、金、ぞ、で、に、も、円、す、代、は、と、て、な、行、有、つ、申、産、れ、担、と、          い、限、了、る、和、施、上、に、当、れ、定、額、る、対、度、務、い、い、に、長、資、わ、に、の、</p>	<p>償、自、自、理、市、し、か、慮、過、こ、の、担、          権、独、件、債、対、中、は、見、こ、も、を、行、現、正、          償、を、条、証、對、中、の、額、い、負、2、価、る、り、          求、定、い、て、保、に、期、の、額、い、負、2、価、る、り、          ・規、定、な、ら、ず、債、し、る、つ、価、て、用、り、評、あ、り、          定、て、き、よ、す、債、し、る、つ、価、て、用、り、評、あ、り、          勘、い、で、は、対、和、厳、に、に、評、れ、費、よ、再、で、に、め、          金、つ、は、法、に、緩、に、て、定、税、わ、の、日、で、の、し、          備、に、と、化、権、件、様、め、算、産、行、者、価、い、も、直、に、          準、定、こ、滑、債、条、同、努、の、資、に、業、評、つ、る、見、握、          任、勤、る、円、た、般、は、う、価、定、と、企、終、に、い、の、把、          責、金、す、け、一、務、よ、価、固、ご、小、最、の、て、と、の、          、備、更、た、受、の、債、う、保、の、年、中、も、し、ご、値、          り、準、変、ま、を、他、証、行、担、村、3、上、た、と、年、価、          お、却、に、和、と、保、を、町、が、ら、の、し、と、2、年、保、</p>
--	---

**2 2 . 公益財団法人岡山県産業振興財団**

**( 1 ) 指摘内容**

**① 中長期経営計画の財務数値化**  
 現況では、中長期経営計画が策定され、発着している。同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。また、同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。

**② アンケートの集計結果**  
 同財団では、アンケートを随時行っている。その集計結果については、アンケートの結果を随時公表している。また、同財団は、この状況を踏まえ、アンケートの結果を随時公表している。

当財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。また、同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。

この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。また、同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。

この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。また、同財団は、この状況を踏まえ、中長期経営計画の策定に必要となる事項を把握し、策定している。

を行っている以上、県民からの要望等を取り入れたアンケートを通じて県民に公表し、情報公開に積極的に努める必要があるものとする。

セミナーや商談会等では、特定の商談会等には、アンケートを実施し、その結果を分析し、今後の業務改善に活用する。

### ③ きらめきファンド事業費補助金の実績集計誤り

同財団は、県が創設した「きらめき岡山創設した小企業への助成事業」において、一部補助金を拠出している。このうち、事務費の発生状況を把握し、集計時に誤りがないように注意する必要がある。

日誌作成者による再チェックを実施し、業務改善の体制を強化した。

### ④ 業務システムと会計システムの債権残高の不整合

現在、会計システム上の債権残高と、債権管理システマ上の債権残高の差異が生じている。原因の調査と修正を必要とする。

調査の結果、業務システム上の債権残高と、会計システム上の債権残高の差異が生じている。この差異を解消するため、両システムの不整合が及ぼす影響は認められなかった。

### ⑤ 附属明細書の誤り

平成23年度決算報告書の附属明細書において、引当金の明細の内容に誤りが生じていた。今後、正確な情報を開示する必要がある。

経理班及び総務班でのダブルチェックを行い、体制を強化することで再発を防止するようにした。

## (2) 意見

### ① 委託業務にかかる実績報告の資料の作成

委託業務において、年間各費用項目の実績が委託前と同額で報告されている。実際には、費用超額が生じている。報告は、実績報告書を作成し、実績報告書を作成して報告することとした。

見積と実績の差額を表形式にするなど客観的に分かりやすい資料を作成して報告することとした。

によりどの程度賄われたのか、及び同財団がいくらの負担することとなったかを明示すべきと考える。

② **テクノサポート岡山大ライブラリーの運営の見直し**

現在同財団は、テクノサポート岡山大にあっては、ライブラリー（図書館）の管理に業務委託を受けている。主な業務内容は、蔵書の管理、図書、図書管理システム等の貸出し、図書管理システムの管理である。

平成23年度のライブラリーは、1日の一般利用者数が2.4人と利用率は極めて低い。

同財団は技術情報ライブラリー運営費として4.5百万円を計上している。そのうち、図書館の整備等に9百万円を支出し、100万円の予算を超過している。ライブラリーの運営は、借出の対象となる図書を削減し、借出の対象となる図書に絞る必要がある。また、借出の対象となる図書の更新も必要である。また、借出の対象となる図書の更新も必要である。また、借出の対象となる図書の更新も必要である。

財団や情報誌に載せられてきた記事を、データベースで検索し、情報誌に掲載していただく。また、情報誌に掲載していただく。また、情報誌に掲載していただく。また、情報誌に掲載していただく。

③ **資産の運用規程**

同財団では、資産の運用規程及び内規を制定している。また、資産の運用規程及び内規を制定している。また、資産の運用規程及び内規を制定している。また、資産の運用規程及び内規を制定している。

財務管理、及び格付下落のリスク管理を強化し、格付下落のリスクを低減させる。また、格付下落のリスクを低減させる。また、格付下落のリスクを低減させる。

④ **リース設備台帳の整備**

同財団では、リース設備の台帳を整備している。また、リース設備の台帳を整備している。また、リース設備の台帳を整備している。また、リース設備の台帳を整備している。

業務システムを修正し、一元管理できるように作業中である。

23. 社団法人岡山県観光連盟







じき今  
はでる。  
をるめ  
把握に  
の管理  
の金額  
在庫と  
在入た  
、と切  
数、善  
販売改  
販、よ  
や、後  
数め

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

り、売  
おで  
て等  
し場  
成市  
育空  
を青  
作物  
に委  
用の  
験へ  
体等  
業協  
農農  
はは  
で物  
園産  
農生

③ 貸付金の回収

平成23年度末で13件、12,370千円。存つ債権は1,000千円。回収率100%。回収に当たっては、回収不能債権の発生を抑制し、回収率を向上させることに取り組んでいる。

延滞者への面談等により、平成24年度回収努力を要する債権は10件、10,519千円。回収率100%。回収に当たっては、回収不能債権の発生を抑制し、回収率を向上させることに取り組んでいる。

④ 貸倒引当金の設定

滞納債権が多く、実質的に回収不能な債権が当分の間に発生している。平成18年度は1,823千円、平成19年度は1,823千円、平成20年度は1,823千円、平成21年度は1,823千円、平成22年度は1,823千円、平成23年度は1,823千円と、貸倒引当金の設定額が一定である。

延滞者への面談を実施している。作成した債権回収事務取扱要領に基づき、営農状況や生活状況等を個別に把握し、貸倒引当金を計上している。

⑤ 有価証券運用規程等の策定

平成24年3月31日現在保有している有価証券のうち、仕組債1銘柄（取得価額600千円）に含み損失が生じている。確たる資金運用の方針を定め、利益を受け取るとは問題である。

財団において平成25年3月に、運用方針や債券等の保有割合等を定め、資金運用規則を策定したところである。今後とも、本規則に基づいた運用に努める。

<p>をを備有品態有き商形たべ融用めす金の運定策いのを策高の資の性、す方機、う定な投、よな柄のうが銘等この高い程のこの高規の、るの用後、す性運入の、購全証あ</p>	
--	--

⑥ **矢野館の使用料**  
 三徳園内にあり、矢野館が同窓会で使用され、少様をけ、い。あ  
 るが、管理業務一に場合、承  
 三徳園内、矢野館が同窓会で使用され、少様をけ、い。あ  
 るが、管理業務一に場合、承  
 三徳園内、矢野館が同窓会で使用され、少様をけ、い。あ  
 るが、管理業務一に場合、承

平成25年4月に、財団にお  
 減免基準は、減行。う。いる  
 必要。正な処。適。必須  
 あり、免  
 減基

(2) 意見

① **同財団の自主財源確保**  
 同財団の自主財源確保  
 が自におこの度、も維、確、習の、検  
 同財団の自主財源確保  
 が自におこの度、も維、確、習の、検

経営改のための中、長、期、計、画  
 をし、保、り、たい。を、の、確、ま  
 り、たい。を、の、確、ま  
 り、たい。を、の、確、ま

② **宿泊施設のアピール方法**  
 三徳園及び徳園の活用を  
 るが、関係の増加と考  
 林業の増加と考  
 客泊りの増加と考

平成25年度から、ホ一ムページ  
 にお載、るが、積配利、平  
 掲載、るが、積配利、平  
 掲載、るが、積配利、平

③ **農地保有合理化事業における賃貸料**  
 農地保有合理化事業において、同財団は、を  
 小規模農地を集約して大規模化を図ることを  
 主として、農地の取得・売却する場合、同  
 主・買主の双方から手数料を収受している  
 が、転貸の場合、賃借料と賃貸料が同額  
 である。賃借の場合であっても取得・売却の  
 同様に同財団の事務費用をかけて農家に役  
 上、及び同財団の自主財源を確保する観  
 ら、借地料に一定の手数料を加算した額  
 貸すことを検討するのが望ましい。

農地の賃貸借における手数料を  
 徴収して、い、な、保、す、の、観、点、か、ら、今、後、手  
 徴収して、い、な、保、す、の、観、点、か、ら、今、後、手  
 徴収して、い、な、保、す、の、観、点、か、ら、今、後、手

<p>④ <b>建物等の修繕計画の策定</b>          体験学習農園には、農村の伝統や生活文化、市民や規や当          保存移築の根柢が、老朽化に替えて根柢を、必要に用いた          を保る。修繕計画も、資金の不足を網羅し、望ま          家を移築するに必要に用いた修繕計画</p>	<p>視考をて、計と討          的だ計と検          期要期と検          長重長こて          、が・るめ          て善中す含          い改て議も          つ営い協画          に経おと計          営たに県繕          運った、修          財に、成り          団立財し、り          財に、成り          点え作おま</p>
--	--

**25. 財団法人中国四国酪農大校**

**(1) 指摘内容**

<p>① <b>岡山県の出捐比率の誤り</b>          設立当初からの出捐台帳や開示資料等を出て、確          認したところ、85.2%であるの、岡山県の出捐比率は、85.2%と推定          する。不明確に、当該資産総額を現物出捐と推定          案書によれば、基本財産が6,351千円、残り出捐と推定          し、そのうち基本財産と認識していると考え、現物出捐と推定          余を運用すれば、県の出捐割合は、85.2%と推定          を前提とする。資料間の不整合を解消すべき          51,607千円に基き、資料間の不整合を解消すべき</p>	<p>今後、関係部局とも協議・調整          した上、資料間の不整合を解消          していくこととしている。</p>
<p>② <b>固定資産の計上区分誤り</b>          現在同法人では固定資産の勘定科目について、備品のみ計上されている          が、固定資産台帳を通査したところ、他の勘定科目で計上すべきものが検出された。          固定資産の勘定科目を改め適切な原価計算          を行うことで、経営管理に資するところから          適切に処理されたい。</p>	<p>備品の中に車両運搬具として計          上すべきものがあつたので、平成          25年度から会計システムの勘定          科目に車両運搬具を追加し、適切          に処理している。</p>

**(2) 意見**

<p>① <b>受益と負担の関係からみた不均衡の是正</b>          出捐者である構成他県へ従事した卒業生は、構成他県に対する財政的支援の          約半数を占めるが、出捐者である他県からの要請は、各種の会議など、あるとこ          補助金支出が全くないのは、受益と負担の関及に要する。農林水産省からは、新規          係からは他の構成県に対し、負担を積極的に求め、農林水産省からは、新規          法人は他構成県に考慮する。また、全学で農林水産省からは、新規          めるべきではないかと考える。また、全学で農林水産省からは、新規          類似した農業学校として日本農業実践大学園(茨城県)、八ヶ岳中央農業実践大          (茨城県)、八ヶ岳中央農業実践大(長野県)があるが、一部国からの補助金を受け          ていると、この国からの補助金を受け          ても他の構成県とも積極的に働          すべきではないかと考える。</p>	<p>構成他県に対する財政的支援の          要請は、各種の会議など、あるとこ          ろである。農林水産省からは、新規          就農と支援の場所である。</p>
--	---

**② 固定資産実査の実施**  
 固定資産実査の実施は、固定資産の管理を適切に行うため、固定資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、固定資産の管理を適切に行うこととする。固定資産の調査は、固定資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、固定資産の管理を適切に行うこととする。固定資産の調査は、固定資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、固定資産の管理を適切に行うこととする。

固定資産の実査に向け、現在マニュアルを作成中である。

**③ 県有資産の管理**  
 県有資産の管理は、県有資産の管理を適切に行うため、県有資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、県有資産の管理を適切に行うこととする。県有資産の調査は、県有資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、県有資産の管理を適切に行うこととする。県有資産の調査は、県有資産の調査を実施し、その結果を踏まえ、県有資産の管理を適切に行うこととする。

県有財産についても、財産管理に基づき、運用規則及び財産管理の適切な管理に努めたい。

**④ 修繕計画の策定**  
 修繕計画の策定は、修繕計画の策定を適切に行うため、修繕計画の調査を実施し、その結果を踏まえ、修繕計画の策定を適切に行うこととする。修繕計画の調査は、修繕計画の調査を実施し、その結果を踏まえ、修繕計画の策定を適切に行うこととする。修繕計画の調査は、修繕計画の調査を実施し、その結果を踏まえ、修繕計画の策定を適切に行うこととする。

中長期的な視点に立った修繕計画は、必要と考える中期運営計画の画年度にもこの旨を盛り込んでいる。今後とも、計画的な設備更新に努めてまいりたい。

**26. 株式会社岡山県食肉センター**

**(1) 指摘内容**

**① 投資有価証券の評価益の計上**  
 投資有価証券に区分されるN株式について平成17年度において9,946千円の評価益が計上され、以降当該評価益を引継ぎ、売却等により実現している利益の計上は認められておらず、是正すべきである。

N株式については、平成25年4月に所有株のほぼ9割を売却し、売却益を営業外収益に計上している。

**② 保険積立金の過大計上**  
 同会社が受取人となっている従業員生命保険について、各月の保険料支払額が全額資産

是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

計上されていたが、受取人が会社である従業員生命保険は、資産計上すべき額と費用処理すべき額に適正に分けて計上する必要があらため、資産が過大計上となり、是正すべきものと考えられる。

### ③ 貸借対照表の表示

取引先である(株)K社は、平成14年度中に民事再生法適用を申し立て、以降民事再生法に再倒閉の恐れがある。回収率は5%程度と見込まれる。債権の回収は、債権の発生が倒産の発生によるものである。債権の発生が倒産の発生によるものである。

是正に向け顧問税理士と検討しているところである。

### ④ 長期滞留債権

同会社には長期滞留している債権があり、貸倒引当金を50%引き当てている。内容は以下の通りである。

A社:

売掛金残高 7,641千円  
資金化未決済小切手 2,100千円  
不渡り小切手 1,200千円

A社は平成14年度から支払いが遅延し始め平成17年6月には取引を停止している。平成18年度まで交渉を続けてきたが、現在の連絡手段がない状態である。また、民間の調査機関の報告では銀行取引が停止していることが確認されている。

B社:

売掛金残高 3,065千円  
受取手形 914千円  
特別会員出資金 100千円

同会社では平成20年5月7日に、B社の自己破産に関する資料を岡山地方裁判所より入手しており、平成20年4月15日付で破産確定していることを確認している。

上記2社に対する債権については、実質的に回収不能の状態であり、債権の資産性が認められないことから、損失処理すべきである。

現時点では未処理であるが、将来的に財務状況が好転すれば、債権を償却し損失処理をする予定としている。

### ⑤ 退職給付引当金

同会社には従業員が51名在籍しているが、退職給付引当金を計上していない。今後は毎期末に期末要支給額に基づいて退職給付引当金を計上すべきである。

平成26年度からの積立てに向けて、詳細を税理士と検討することとしている。

### ⑥ 減価償却費の計上

有形固定資産の減価償却は、取得価額の5%まで償却した時点で償却を終了しているが、法人税法上、残存簿価(9,310千円)を5年で均等償却することが認められている。一般に公正妥当と認められる会計処理として、残存簿価を法人税法の規定に基づき5年で均等償却すべきと解されている。

適正な処理に向けて、税理士に相談しているところである。

って前年度までの5年間各年度で1.8百万円程度費用が過少になっている。

⑦ **取締役会の開催**  
 取締役会は3箇月には1回以上開催される必要が、同社では定例会は1回以上開催される必要が、3箇月に1回は取締役会を開催する必要がある。平成25年度は、既に3回開催している。年度中に合計4回開催する予定としている。

⑧ **各種規程**  
 規程は、固定資産管理規程・職務分掌規程・経理規程・役員報酬規程・その他規程が定められており、必要に応じて、現行規程の見直しを行う。随時整備する予定としている。

⑨ **現金実査**  
 1階の金庫及び2階の金庫で現金の管理されている。1階の金庫には、毎日の出入帳が記入されており、2階の金庫には、毎日の出入帳が記入されている。現金の管理は、担当者による二重検証を実施している。鉛筆書きからボールペン等に変更するなど、指摘事項については既に是正済みである。

(2) 意見

① **金融機関からの借入金に対する代表取締役個人からの債務保証受入**  
 同会社の金融機関借入金（平成24年3月末残高118,760千円）に対し、個人から債務保証を受ける人が増加している。同社は、同様の借入金が増加していることについて、慎重に対処することとしている。同社は、県営食肉市場の一端を担っており、その重要性は十分認識している。同社は、同様の借入金が増加していることについて、慎重に対処することとしている。

## 27. 岡山県漁業信用基金協会

### (1) 意見

#### ① 団体としての存続意義

同協会は、金融機関の中の漁業者等に對する漁業の業務を、融資の通を円滑にし、漁業の振興と発展に資することを目的として、設立したものである。平成23年度の収益の内訳は、事業収入として1,905千円、その他収入として334千円である。その事業収入のうち、平成23年度に於いては、低水準に抑えられ、収益が減少している。このため、協会の運営が困難な状況にある。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。

法金債の発行による資金の調達、融資の円滑化、漁業の振興と発展に資することを目的として、協会の業務を、融資の通を円滑にし、漁業の振興と発展に資することを目的として、設立したものである。平成23年度の収益の内訳は、事業収入として1,905千円、その他収入として334千円である。その事業収入のうち、平成23年度に於いては、低水準に抑えられ、収益が減少している。このため、協会の運営が困難な状況にある。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。また、協会の事業収入が減少していることにより、協会の財政状況が厳しくなっている。このため、協会の存続が難しくなっている。

#### ② 情報公開

同協会は、その事業活動についての情報公開がなされていない。県の外郭団体として存続する以上、県民への説明責任があり、情報公開に努める必要がある。

法人の概況、事業報告及び事業計画の概要は、県ホームページで毎年公表しており、必要な情報はなされていると考える。

#### ③ 中長期経営計画の策定

中長期経営計画の計算書は作成されていない。行動計画に基づいて経営活動を行うため、計画の形骸化しており、管理上の精度が低い。

中長期経営計画は今後5カ年以内の行動計画に基づいて示した内容であり、情勢の変化に応じて必要に応じて修正されるものと考えている。

同協会を存続させていくためには、中期ビジョンを立ててそれに基づく計画をし、実績との比較を行っていくことにより事業運営を管理していく必要がある。

場合は、適宜対応してまいりたい。

**④ 債務保証の審査**

債務保証の審査にあたっては、岡山県漁業信用基金協会業務方法書（以下、「岡山県漁業信用基金協会債務保証審査基準」という。）により、その際、岡山県漁業信用基金協会債務保証審査委員会（以下、「同委員会」という。）による合議で調査審議しその結果を導いている。この審査を的についた。方法書や審査基準を継続するためにも、審査しておくべきである。

平成24年12月かから審査基準を用いた改善の作用とよしたところである。

**28. 財団法人岡山県水産振興協会**

**(1) 指摘内容**

**① 海難予防対策事業にかかる助成金給付申請書**

海難予防対策事業は、海難予防設備の購入にかかる費用の一部を助成する事業であり、岡山県下にある20の漁業協同組合から毎年申請書が提出され、これに基づき助成金が交付される。2漁業協同組合からの申請書について、申請書の様式間で不整合が見られた。助成金の交付は、実際の購入実績に基づき実施されるため交付金額そのものには問題はないが、申請書類は、助成金交付決定をする上で重要な書類となるため、各書類の整合性を確認し、交付決定を実施すべきである。

平成24年度申請分から申請内容の審査に当たり、各書類の整合性を図るよう改善したところである。

**② 賞与引当金の計上**

職員給与規程によれば、賞与は夏季6月、冬季12月、そして年度末である3月に支給される。夏季賞与の計算期間は12月1日から5月31日となっている。適切な期間損益を把握するため、年度末において夏季賞与の見込額の4カ月分（12月から3月分）を賞与引当金として計上する必要がある。

平成25年度決算から、必要な引当金を計上することとしている。

**③ 家族（扶養）手当**

同協会の職員給与規程では家族手当について「家族手当は県に準ずる」と規定している。しかし、同協会の家族手当と県の扶養手当を比較すると乖離が生じている。職員給与規程に「県に準ずる」と記載がある以上、職員給与規程の見直しを行い、乖離を解消すべきである。

本指摘は、規程改定時の修正漏れによるものであり、協会では平成22年9月から県に準じないことから、職員給与規程に記載された「県に準ずる」を削除して対応したところである。



(2) 意見

① 漁業操業安全対策事業にかかる助成金額

漁業操業安全対策事業にかかる助成金額について、明文化は同協会の決定基準に算定

平成25年度から事業計画書及び承認の成、この

② 中間育成事業応札にかかる決裁方法

同協会の中間育成事業に先立っての過積算を

平成25年度受託事業に係る入札添付と

③ 中間育成事業にかかる餌料費支出

中間育成事業で使用した餌代とし、平成24年3月期に4,259千円の餌料を把握す

受託期間中に行われた餌料の購入、使用と

④ 中長期経営計画の策定

長期の事業計画の策定は、中長期の経営計画の策定

現在、協会の運営の今後の方向性を

⑤ 県中間育成事業

県は中間育成事業を推進するに

平成24年度から協議の協議会内での負担に、各委員の出席を依頼し





森がも画た事す  
は度に計じた正  
ら制た営生し修  
か金つ経が生を  
度助あ期象発画  
年補が長事が計  
3る化、な象営  
2係変降要事経  
成にの以重な期  
平業境度。た長  
、事環年た新て  
り、事環年た新  
な支経2かしと  
く接な成な直度  
し直き平こ見年  
厳全大、て時初  
が保れずし随を考  
営境さら直は度と  
運環入わ見合年  
業林導関を場象

**③ 不成果造林地の減損についての考え方と松枯れを含まない土地の一部筆解約又は除地処理**

(i) うち資産を  
たる確減と  
り産画減ら  
その他て  
このこ  
を継い  
るか、と  
除る。

林業公社会計に  
主あ価と主と  
この「」経っ  
な認め、とて  
松についお  
損の不成も  
便益土地の  
減損の検討  
は、松枯れは  
なくない。こ  
を継い  
るか、と  
除る。

林業公社会計に  
主あ価と主と  
この「」経っ  
な認め、とて  
松についお  
損の不成も  
便益土地の  
減損の検討  
は、松枯れは  
なくない。こ  
を継い  
るか、と  
除る。

林業公社会計に  
主あ価と主と  
この「」経っ  
な認め、とて  
松についお  
損の不成も  
便益土地の  
減損の検討  
は、松枯れは  
なくない。こ  
を継い  
るか、と  
除る。

(i) マツクイムシ被害林等の不  
成績造林地を減損して、解  
の整理をうけてきている。

(ii) 契約地全体を精査するため  
には長期間を要するが、今後とも  
積極的に進める。

**④ 分収割合の見直し**

同公社では  
(地権者の見直し)が、  
割合が全うに  
留まらな  
るが、留  
下益地  
に余分  
の合中  
成入  
り上  
げら  
れ

同公社では  
(地権者の見直し)が、  
割合が全うに  
留まらな  
るが、留  
下益地  
に余分  
の合中  
成入  
り上  
げら  
れ

同公社では  
(地権者の見直し)が、  
割合が全うに  
留まらな  
るが、留  
下益地  
に余分  
の合中  
成入  
り上  
げら  
れ

同公社では  
(地権者の見直し)が、  
割合が全うに  
留まらな  
るが、留  
下益地  
に余分  
の合中  
成入  
り上  
げら  
れ

公約は7引から  
契約は7引から  
市公す  
い  
が  
収  
入  
て  
い  
る  
。

公約は7引から  
契約は7引から  
市公す  
い  
が  
収  
入  
て  
い  
る  
。

公約は7引から  
契約は7引から  
市公す  
い  
が  
収  
入  
て  
い  
る  
。

公約は7引から  
契約は7引から  
市公す  
い  
が  
収  
入  
て  
い  
る  
。

増加となる。市場町村林については他社の公事で分収割合を90%まで引き上げた事例もあり、変更余地があることか、今後は変更交渉を模索すべきであるものと考えらる。

し等は、理解が得られにくいと判断している。

**⑤ 間伐材等の製材業者との直接提供契約による増収**

間伐材等の販売について、木材市場へ売却する方法と直接業者へ売却する方法とを比較する。間伐材の直接業者へ売却する方が、手数料が不要となる。平成23年度の直接売却は1件802㎡、売却面積換算で8.2ha / 759.46ha全体面積全体の1.1%に留まっている。今後、製材業者との直接提供契約を結ぶことにより、ニーズに合わせた供給を積極的に進め、費用削減が可能となる可能性もあるため検討されたい。

今後とも、直接、木材取扱業者や製材工場へ販売する方法などを積極的に検討する。

**⑥ 森林資源の利用拡大**

(i) バイオマスへの取組  
岡山県真庭市は、「バイオマス利活用促進計画」を公表している。真庭市のバイオマス利活用促進計画は、バイオマス利活用を促進するため、バイオマス利活用促進計画の推進を図る。バイオマス利活用促進計画は、バイオマス利活用促進計画の推進を図る。バイオマス利活用促進計画は、バイオマス利活用促進計画の推進を図る。

(i) 真庭市内のバイオマス発電施設は、平成27年4月から稼働を開始している。真庭市内のバイオマス発電施設は、平成27年4月から稼働を開始している。真庭市内のバイオマス発電施設は、平成27年4月から稼働を開始している。

(ii) オフセット・クレジットの活用  
平成20年11月より「オフセット・クレジット制度」が導入された。オフセット・クレジット制度は、オフセット・クレジット制度の活用を図る。オフセット・クレジット制度は、オフセット・クレジット制度の活用を図る。オフセット・クレジット制度は、オフセット・クレジット制度の活用を図る。

(ii) 「オフセット・クレジット制度」は、平成24年度末で終了し、新たな「J-クレジット制度」が平成25年度から導入されている。新制度の推進状況等を調査した上で、導入が可能かどうかを検討する。

**30. 財団法人岡山県林業振興基金**

**(1) 指摘内容**

**① 貸借対照表上の基本財産の計上不足**

同法人の平成23年度の貸借対照表上の基本財産は1,913,020,794円であるが、受け入れた出捐金の合計は、1,913,459,049円であり差異が生じている。これは、基本財産について運用していることから生じる取得原価と評価額との差異によるものである。ここで、同法人の基本財産は寄附行為に定めるところにより、維持しなければならない。貸借対照表上も受け入れた出捐額を維持する必要があり、受け入れた出捐額1,913,459,049円を維持するよう他の資産から充当しなければならないが、訂正する必要がある。

平成24年度の決算においては貸借対照表の基本財産に有価証券評価額1,912,440,241円を計上するとともに、受け入れ出捐額1,913,459,049円との差額1,018,808円を流動資産として農林中金の預金口座で管理する。これにより、基本財産の維持が図られるようにしているところである。

**(2) 意見**

**① 助成事業の給付額の算定基準**

多能技術者養成事業については、「平成23年度助成事業の給付基準」において「その給付対象は研修に参加した者を対象に、その研修日数に理事長が定める基準単価を乗じたい額の4分の1以内とする」と定められている。しかしながら、当該基準単価は長期間見直しが行われておらず、現在採用している基準単価12,300円は平成23年度の県単価13,100円と乖離している。助成金の給付額の算定には客観性、合理性が求められることから、適時の労務単価を基準として採用する必要があるものと考えられる。

平成24年度からは当該年度の普通単価を基準とするよう見直ししている。

**② 事業と寄附行為の見直し**

寄附行為に事業として7つの事業を掲げ、そのうち「林業労働力に関する調査・研究事業」及び「高性能林業機械の開発事業」については平成21年度事業計画の整備促進事業に該当するが、平成24年度の事業計画に実施予定がなく、寄附行為の記載内容に変更の検討を要する。同法人では林業従事者の就業条件の整備、担い手の育成を目的とし、基金の運用による増収を図るが、運用益の大幅な増加が見込まれない現状においては、より目的の達成が図れない状況にあり、当該事業の実績が乏しくなっていることに加え、現在実施している事業についても内容を検討し、基金運用の見直しすべきであるものと考えられる。

基金の目的である林業従事者の育成の観点から、基金の運用に努め、寄附行為の集約を図るため、選択と集中を図るべきである。事業の見直しを行い、効果的な事業に努める。

**③ 財政基盤の強化策**

同法人は、近年の低金利化に伴い基金の運用益が減少したため、事業規模が縮小した。平成18年度に857百万円であった事業

低金利化に伴い基金の運用益が減少し、厳しい財政状況ではあるが、助成事業の維持のための更なる



<p>同公社と県との間で締結される契約書で、再取得の際の予定価額が明記されている。また、買取りの予定時期に費用を支出し、取得するまでの期間に、取得した土地の用途や整備の状況を確認し、必要に応じて、買取りの時期や費用の見直しを行うこととする。</p>	<p>買取りの時期は、取得の時期に合わせたものである。買取りの時期は、取得の時期に合わせたものである。買取りの時期は、取得の時期に合わせたものである。</p>
--	---

### 3 2 . 財団法人岡山県建設技術センター

#### (1) 指摘内容

##### ① 建設工事発注用の価格積算資料についての情報セキュリティ管理

同法人は、岡山県土木積算システムを使用し、建設工事発注用の積算資料（設計図書）の作成業務を県又は県下の市町村に委託している。積算資料の作成は、積算システムを使用し、設計図書を作成する。積算資料の作成は、積算システムを使用し、設計図書を作成する。積算資料の作成は、積算システムを使用し、設計図書を作成する。

設計積算業務で取り扱う重要な情報セキュリティに関する業務を講じた。

##### ② 貸倒引当金の設定

滞留債権の管理はできているものの債権の損失処理や貸倒引当金設定に関するルール策定を検討する必要がある。

債権の損失処理や貸倒引当金に関するルールを策定した。

##### ③ 現金実査

小口現金に一つは、実物を調査し、帳簿と照らし合わせる。小口現金に一つは、実物を調査し、帳簿と照らし合わせる。小口現金に一つは、実物を調査し、帳簿と照らし合わせる。

小口現金の管理担当者への入出印の捺印を徹底した。

#### (2) 意見

##### ① 修繕の業者選定手続

同法人は、県営住宅の指定管理者として、

100万円を超えない修繕工事



県営住宅の入退去、修繕及び家賃収納業務を  
行っている。修繕業務に、10万円以下の  
0万円の工費を要するものがあるが、民間  
10万円の工費を要するものがあるが、民間  
10万円の工費を要するものがあるが、民間  
10万円の工費を要するものがあるが、民間

については、入居者から急を要する  
修繕も、休日及び夜間、盆夜、お祭りの  
平日は、祝日及び盆夜、お祭りの  
平日は、祝日及び盆夜、お祭りの  
平日は、祝日及び盆夜、お祭りの  
平日は、祝日及び盆夜、お祭りの

### 3 3 . 財団法人吉井川水源地域対策基金

#### (1) 意見

##### ① 財団法人形態から県の直営事業への変更

同法人は、以前はダム建設により住民の移  
転先選定等資金貸付事業（昭和53年度～平  
成14年度）や生活再建対策費等交付事  
業（昭和61年度～平成13年度）を行  
った。県が直接住民個人に融資等を行  
うことはなかったが、これらの事業は既  
に終了している。  
同法人が現在行っている事業は、事務作  
業に過ぎないが、財団法人という形式を  
継続しているため、同法人として受け入  
れられた基本財産（平成23年度末残高1  
05,993千円）は預金や有価証券として  
運用されている。  
交付事業を行うのみとなつた財団がこの  
資金を継続して保有していることには、  
資金の有効活用がなされていないと考  
える。また、同法人の理事は市の副知  
事と市長・町長で構成されており、理  
事会が実質的な運営を行っていること  
が疑念が残る。  
理事会決議により、同法人を解散し  
直営事業を継続する方が、より望まし  
いのではないかと考える。  
他県の事例として、財団法人沖繩県水  
源基金は、昭和54年に多目的ダム等の  
建設を目的として、地域振興対策を講  
ずる市町村に対して水源地域振興対  
策基金を交付しているが、平成24年  
度において解散の予定となっている。

当法人は、今般の公益法人制度改革  
により一般財団法人へ移行する予  
定としており、移行後は公益目的支  
出計画を実施し、保有資金を公益に  
活用する事業のために活用すること  
としている。  
また、当法人の理事についても、  
一般財団法人への移行を機に、首長  
から課長等へ変更することとしてい  
る。  
当法人の解散については、今後、  
当法人のあり方について検討を行う  
必要が生じた際に、選択肢の一つと  
して参考としたい。

### 3 4 . 財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会

#### (1) 指摘内容

##### ① 施設利用料金の滞納管理

施設利用料金のうち、滞納している未収  
分が平成24年9月度において11件3,8  
32千円あるが、その全額について未収  
計上されず、帳簿外での管理となってい  
る。

施設利用料金の滞納が発生した  
場合には、その滞納先毎の債権  
管理台帳を作成し、交渉記録等  
を記録・保管し、厳重な管理をし

<p>うえ、交渉記録等の記録が残されていなく、発生時に未収計上するとともに、滞納先記 た。の債権管理台帳を作成し、交渉記録等 録・保管することが必要である。</p>	<p>いるところである。 しかながら、滞納による未収 入分の未収計上は、まだで いては、今後、その処理に いては、未収計上による改 めていく予定である。</p>
<p><b>② 収入の計上基準</b> 収入全般について、現金主義にて計上して おり、発生主義による収益計上を行う必要が ある。</p>	<p>発生主義による収益計上は、まだ 行っていないので、今後は収入全 を改め、現金主義による計上 に改めていく予定である。</p>
<p><b>③ 予算書における基本財産運用収入</b> 平成23年度における平成24年度予算書 において基本財産運用収入の予算額が380 千円と決められていたが、平成23年度実績 は221千円であり、予算が過大に見積も られていた。 これは基本財産に大きな変動はないにもか かわらず、かかる収入につき過去の数値を見 直すことをしなかったことによるものであ る。予算を策定するに際して、実態に合わせ た合理的な数値を予算として計上する必要が ある。</p>	<p>平成24年度における平成25 年度予算書においては、平成23 年度の実績額を踏まえ、基本財産運用収入の 予算額を200千円と変更して いるところである。</p>
<p><b>④ 賞与支給</b> 賞与支給に関する規程がない。しかし、現 状賞与について6月と12月に支給して り、かつ、会計処理上現金主義で計上して る。規程を早急に定めて、それに従って 行い、承認手続を経て賞与が支給される の業務手順を確立する必要がある。また、 計処理上、支給対象期間による期間帰属 の状況に応じて引当計上が必要になるもの と考へ</p>	<p>平成25年4月より、給与規程 第6条において、諸手当(賞与等) の支給について定めているところ である。 また、引当計上については、公 益法人、会計に関する実務指針を参 考として賞与引当金を計上する 予定である。</p>
<p><b>⑤ 退職給付引当金</b> 現状同法人は県の規程に準じて退職給付引 当金を計上しているが、平成23年度末時 において計上されている退職給付引当金 676千円について、その計算根拠とな 料が不明なため残高の妥当性に 検討ができなかった。 同法人もこの点について認識しており、 自の退職金に関する規程を作成し、役 員承認を得て平成24年度より運用す るものとしている。今後は、この規程に 算された方法により引当金を計上す 必要がある。</p>	<p>平成24年度より役員会の承認 を得た退職金規程を作成し、運用 を明確にする必要となる引当 金を計上しているところである。</p>
<p><b>⑥ アンケートの集計結果</b> 同法人はアンケートを随時行っているが、 その集計結果について特に情報公開して いない。 同法人は、県有施設であるヨットハーバー の施設管理の指定管理者であり、県が 資し外郭団体である以上、県民か 望等を取り入れたアンケートの集計結 果に</p>	<p>アンケートの集計結果について は、今後、インターネット上のホ ムページ等で広く県民に対し、 一分かやすい内容で公表して いく予定である。</p>



<p>限り積極的に情報公開を行っていく必要があるものと考える。</p>	<p>行うこととする。また、その内容の情報公開の方法についても検討していく予定である。</p>
-------------------------------------	---

<p><b>④ 施設の有効利用</b> 平成24年度から、施設利用者等からの要望を受け、指定管理業務として同法人が力をつけてオープンさせているが、利用率が低いまま推移している。可能な限り施設の有効利用のための策を講じる必要があるものと考える。</p>	<p>施設の利用率の向上を図るための有効利用のための策としては、カフェの積極的な広報活動を行い、多くの方にもっとハートフルな雰囲気をもたせようとする。また、以前より実施しているヨット教室や海上での写真撮影会等についても、積極的に広報し、努力して利用者の増加を図る。また、以前より実施しているヨット教室や海上での写真撮影会等についても、積極的に広報し、努力して利用者の増加を図る。</p>
---	---

<p><b>⑤ 指定管理者としての管理運営状況の報告</b> 同法人の保存している指定管理者としての管理運営状況の報告について、県からの点検結果が記された資料がなかった。現状、同法人が自己採点して記載したもの、担当部局に報告し、県においては担当部局において判断した点検結果を、県議会議員による常任委員会にて報告するが、ホームページにおいて公表しているが、同法人には県が判断した点検結果が書かれたの提示がないままとなっている。誤解のない意思疎通、共通認識を図るためには、同法人が県から指定管理者としてどのような判断をされたかについて報告を受ける方が望ましいものと考える。今後は、県が点検結果を何らかの形で同法人に対して通知するルール作りが必要ではないかと考える。</p>	<p>管理運営状況については、県からの点検結果については、県からの報告を受ける。また、県からの報告を受ける。また、県からの報告を受ける。</p>
--	--

**35. 財団法人倉敷スポーツ公園**

**(1) 指摘内容**

<p><b>① 委託契約の事務</b> 同法人の規程において、500千円以上の委託契約を締結する際には、起案伺いのほか、原則複数者による見積合わせ又は入札を行うこととされている。「倉敷スポーツ公園芝管理・除草作業委託」（委託金額11,025千円）の見積り徴収先は1団体であった。また、「倉敷スポーツ公園植物管理委託」（委託金額11,476千円）については、単独随意契約となっていた。県内の他の公園の芝管理・除草業務では、複数の業者による見積合わせ又は入札が行われており、今後は透明性・公平性を確保した発注方法を検討すべきである。</p>	<p>植物管理委託等については、平成24年度からは市価に比して「著しく安価で契約できること」を確認した上で随意契約としていくが、今後一層、業務の適正かつ効果的な遂行を図るとともに、透明性、公平性を備えた発注方法を検討することとしている。</p>
--	--







⑤ 人件費の各事業への配賦基準

各事業への人件費の配賦について、担当者より日々の事業の状況等から適当と思われる配賦割合を用いて配賦計算を行っていることである。しかし、客観的に検証可能なルールに基づくものではないため、配賦が妥当であるのか明確に判断ができない状況にある。

採用する配賦基準につき事前に理事長決裁等の承認手続を経て、事後段階においては毎年その指標の妥当性について検討すること、一定の合理性を確保する必要があるものとする。

人件費の各事業への配賦については、毎年度、前年度の事業結果を踏まえて見直しを行い、理事長の決裁を受けて、予算に反映するよう改善した。